

令和8年5月24日執行 防府市長選挙

確認団体の手引

防府市選挙管理委員会

は し が き

この手引は、来る5月24日に行われる防府市長選挙における政党その他の政治団体等の政治活動のうち確認団体の政治活動の要点について記述したものです。したがって、この手引に書かれたものが政党その他の政治団体等の政治活動の全てではありませんので、公職選挙法その他関係法令を熟読のうえ御理解いただき、明るい選挙の実を挙げられますよう切望いたします。

令和8年4月

防府市選挙管理委員会

第1 市長選挙における政党その他の政治団体等の政治活動の規制

選挙期日の告示の日から選挙の当日までの間において、政党その他の政治団体等の政治活動は、次に掲げる活動が規制の対象となる。

- (1)政談演説会の開催
- (2)街頭政談演説の開催
- (3)ポスターの掲示（政治活動を行う団体のシンボル・マークを表示したポスターの掲示を含む）
- (4)立札・看板の類の掲示（政党その他の政治団体等の事務所以外でのもの）
- (5)ビラ（ビラに類する文書図画を含む。）の頒布
- (6)宣伝告知（新聞紙、雑誌、書籍、パンフレットの普及宣伝を含む）のための自動車及び拡声機の使用
- (7)連呼行為
- (8)掲示又は頒布する文書図画に候補者の氏名又はその氏名の類推される事項を記入すること。

○ 告示日前に政治活動のために使用するポスターを掲示した者は、当該ポスターにその氏名又はその氏名が類推されるような事項を記載された者が当該選挙において候補者となったときは、当該候補者となった日のうちに、当該選挙区において、当該ポスターを撤去しなければならない。

- (9)国、地方公共団体が所有し又は管理する建物（公営住宅等は除く。）において文書図画の頒布（郵便等又は新聞折込み方法による頒布を除く）をすること。

ただし、市長選挙においては(1)から(6)の政治活動については、確認団体のみが選挙期日の告示の日から選挙期日の前日の間に限り（選挙当日はできない。）一定の規制のもとにこれを行うことができるが、その規制の内容は次頁のとおりである。

(7)連呼行為については、・・・政治活動のための連呼行為は選挙の期日の告示の日から選挙の当日までの間は禁止されるが、確認団体については次の場合に限り例外として許されている。

ア 政談演説会の会場及び街頭演説の場所においてする場合

イ 午前8時から午後8時までの間に限り政治活動用として認められた自動車の上においてする場合

第2 確認団体と確認団体が行うことができる政治活動

1 確認団体となるためには

- (1) 政党その他の政治団体であつて所属候補者がいるか、又は無所属候補者で、当該政党その他の政治団体が推薦し、又は支持する候補者がいること。
- (2) 市選挙管理委員会（以下、市選管）に申請して、確認書の交付を受けること。
また、この場合、支援候補者について本人の同意書を添えて確認を受けること。
- (3) 一の確認団体の所属候補者又は支援候補者となった者は、別の確認団体の所属候補者又は支援候補者となることができない。

2 確認団体が行うことができる政治活動のあらまし

- (1) 政談演説会（政談演説会とは政党その他の政治団体はその政治活動として政策の普及宣伝を目的として行う演説会を言う。）

- ① 政談演説会の開催を市選管にあらかじめ届け出なければならない。
- ② 開催回数は2回まで。
- ③ 選挙運動のための演説ができるが、政策等の普及宣伝を目的とする政談演説会においてあくまでも従として行われる程度でなければならない。
- ④ 政談演説会開催の周知は、次の手段について一定の制限がある。
 - ア) ポスター（枚数、規格、証票等の制限がある。）
後述（5）ポスターの掲示を参照のこと。
 - イ) 立札・看板等（告知用）
後述（6）立札及び看板の類の掲示を参照のこと。
市選管が交付する証票を表示した立札・看板等を政談演説会ごとに通じて5個以内。（その表面に掲示責任者の氏名及び住所を記載のこと。）ただし、政談演説会の会場内で使用する場合枚数に制限はない。
記載内容は純然たる政治活動に限られ、候補者の氏名又はその氏名が類推されるような事項を記載することは禁止される。
 - ウ) 連呼行為
政治活動の連呼行為をすることができる。（選挙運動の連呼行為はできない。）
 - エ) ビラ
後述（7）ビラの頒布を参照のこと。

※ 政談演説会の会場内に掲示する文書図画については、候補者の氏名又はその氏名が類推されるような事項の記載の禁止及びポスターについての制限があるほかは制限がない。

(2) 街頭政談演説 (上記団体が街頭又はこれに類似する場所において政策の普及宣伝のために行う演説を言う。)

- ① 届け出る必要はない。
 - ② 回数の制限はない。
 - ③ 次の規制、制限がある。
 - ア) 開催場所は停止した自動車の車上及びその周囲においてのみ認められる。
(従って、常に自動車の使用を伴うものであり、機動力を発揮して随時、随所で開催されることを特色とする。)
 - イ) 午前8時から午後8時までに限られる。
 - ウ) 学校、病院、診療所その他の療養施設の周辺では、静穏の保持に努めなければならない。(授業、診察、療養等の妨げにならないこと。)
 - エ) 選挙運動のための演説ができるが、政策等の普及宣伝においてあくまでも従として行われる程度でなければならない。
 - オ) 選挙運動のための連呼行為はできない。
- ※ 街頭演説が政談演説会の実態を備えている場合は政談演説会としての規制を受ける。(あらかじめ演説の場所が周知されて、多数の聴衆を集めて開催され、ある程度一般の通行から遮断された場所において行われるという演説会の実態を備えているような場合は政談演説会としての規制を受けるとされている。)

(3) 政治活動用の自動車の使用

- ① 市選管から交付された表示板を掲示した1台に限られる。
- ② 自動車の種類に制限はない。(乗車人数についても制限はないが交通取締法規による制限はある。)
- ③ 自動車に掲示できる文書図画は、候補者の氏名又はその氏名が類推されるような事項の禁止及びポスターの使用の制限に従うほかは自由であり、政党名、政策等を記載した立札・看板を取り付け、又はボディーに記載しても交通取締法規等に違反しない限り差し支えない。

(4) 拡声機の使用

政策の宣伝普及及び演説会の告知のための拡声機の使用は、政談演説会の会場、街頭政談演説の場所及び政治活動用自動車の車上に限られる。

(5) ポスターの掲示

- ① 市選管から交付された証紙を貼った1,000枚に限られる。
※ シンボル・マーク等のみを印刷したものも含まれる。
- ② 規格は、長さ85cm、幅60cm以内のものに限られる。
- ③ 表面に確認団体の名称並びに掲示責任者及び印刷者の氏名(法人の場合は名称)・住所を記載しなければならない。

- ④ 候補者の氏名又はその氏名が類推されるような事項は記載できない。
(従って政談演説会の告知用のポスターに弁士として候補者の氏名を記載することは許されない。)
- ⑤ 国、地方公共団体が所有し又は管理する建物（公営住宅等は除く。）及び不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所には掲示できない。
また、他人の物件に掲示する場合は承諾が必要であり、無断で掲示されたポスターは、居住者等において撤去することができる。

(6) 立札及び看板の類の掲示

政党その他の政治活動を行う団体が政治活動のために使用する立札及び看板の類については、選挙期間中には、その団体の本部及び支部の事務所において掲示するものを除き掲示できない。ただし、確認団体は次のものを掲示できる。(選挙当日を除く。)

- ① 政談演説会の告知用のもの及びその会場内で使用するもの
告知用（会場外）は一の政談演説会ごとに、規格に制限はないが立札・看板の類を通じて5個以内（選管の交付する証票を表示すること。）
会場内で使用する場合は枚数に制限はない。(横断幕、懸垂幕、立札、看板等は規格、枚数に制限なし)
- ② 政治活動用自動車に取り付けて使用するもの

(7) ビラの頒布について（ビラ（これに類する文書図画を含む）とは、概ね一定の宣伝目的をもって作成され、不特定多数に頒布されるものであって綴られていない一枚刷り程度の文書図画を言う。）

- ① **あらかじめ市選管に届け出た2種類以内**に限られる。
※ シンボル・マーク等のみを印刷したものも含まれる。
- ② 枚数の制限はない。
- ③ 確認団体の名称、選挙の種類及び確認団体の政治活動用ビラである旨「法定届出ビラ〇号」を記載しなければならない。
- ④ 候補者の氏名又はその氏名が類推されるような事項は記載できない。
- ⑤ 頒布については次のとおり（散布はできない。）
 - ア) 確認団体が開催する政談演説会場で行う、街頭で通行人に直接手渡す、郵便・新聞折込み等の方法によって頒布することも差し支えない。
 - イ) 国、地方公共団体が所有し又は管理する建物（政談演説会の会場になっている場合及び公営住宅等は除く）では頒布できない。

第3 当該選挙に関する論評等を掲載した機関紙誌の発行

政党その他の政治団体が発行する新聞紙、雑誌については、選挙の告示の日から選挙の当日までは制限があり、市長選挙が行われるときは確認団体の機関紙誌で、その選挙の事務を管理する選挙管理委員会に届け出た各一つ（新聞紙1・雑誌1）に限って、当該選挙に関し報道及び評論を行うことができる。

- ① その選挙の確認団体の発行する機関紙誌であること。
(号外、臨時号、増刊号その他臨時に発行するものは認められない。)
 - ② 本部で直接発行しなければならない。
 - ③ 通常の方法で頒布すること
普段と異なった方法や、従来から慣例となっていない方法をとるのは認められない。例えば、団体又は組合等の内部のみに頒布されていたものを部外者に頒布するのは通常の方法による頒布の方法とは言えないし、有償頒布を無償頒布にするのも通常の方法による頒布とは言えない。
機関紙誌の発行期間が6ヶ月に満たないものについては、政談演説会の会場で頒布する場合に限られ、発行期間が6ヶ月を以上のものは選挙の告示前6ヶ月間において通常行われていた方法を言う。
 - ④ 掲示については、県の選挙管理委員会の指定した場所に掲示できるとされている。
県の選挙管理委員会の指定した場所とは、政党その他の政治団体が6ヶ月前から通常掲示している場所を言う。
- * 届出を行った場合、受付印を押印したものの写しを交付する。
(届出書提出時、最近発行したものを一部添付すること。)

第4 確認団体が行う申請及び届出と交付物

※ 4月16日から4月24日の午前9時から午後3時まで市選管事務局で事前審査を行う。

(1)政治団体の確認申請 様式 61 ページ

- 提出するもの

「政治団体確認申請書」

添付書類

ア)「政治団体設立届の写し」(政治資金規制法第6条による届出書の写し)

イ)「届出事項の異動届の写し」上記届の内容に異動があった場合のみ

ウ)「政党その他の政治団体の支援候補者とされることの同意書」支援候補者のみ

様式 62 ページ

- 交付物

「確認書」・「政治活動用自動車表示板 1枚」

(2)政談演説会開催の届出 ※ 開催毎に届出が必要 様式 63 ページ

- 提出するもの

「政談演説会開催届出書」

- 交付物

「政談演説会開催告知用立札・看板の類の表示物(証票) 最高10枚」

(3)政治活動用ポスター証紙の交付申請 様式 64 ページ

- 提出するもの

「政治活動用ポスター証紙交付申請書」添付書類:ポスターの見本

「政治活動用ポスター証紙交付票」2度目以降の申請の場合のみ

- 交付物

「政治活動用ポスター証紙 最高1,000枚」

「政治活動用ポスター証紙交付票」

(4)政治活動ビラ頒布の届出 様式 65 ページ

- 提出するもの

「政治活動ビラ頒布届」添付書類:ビラの見本

(5)機関紙誌の届出 様式 66 ページ

- 提出するもの

「政党その他の政治団体の機関紙誌届」

添付書類:最近発行したもの(初めて発行する場合は発行後直ちに)